



1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1)・(2) 省略

2 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水(土砂の堆積等)により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものである。

イ～エ 省略

4 省略

5 被災者\_\_\_\_\_の救出

ア 被災者\_\_\_\_\_の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものである。

イ 被災者\_\_\_\_\_の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 被災者\_\_\_\_\_の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した\_\_\_\_\_住宅の応急修理

ア～エ 省略

7～12 省略

別表2(第11条関係)

実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり23,200円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士及び歯科衛生士 1人1日当たり16,200円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり16,200円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり14,000円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,300円以内

カ 大工 1人1日当たり17,000円以内

キ 左官 1人1日当たり16,900円以内

ク とび職 1人1日当たり16,000円以内

(2)・(3) 省略

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

省略

様式第2号(第4条、第5条関係)

様式第2号(その1)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第9条の規定に基づき、次の物資の保管を命ずる。

省略

注 省略

様式第2号(その2)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第9条の規定に基づき、次の物資を収用する。

省略

1 収容施設\_\_\_\_\_の供与

(1)・(2) 省略

2 省略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水(土砂のたい積等)により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し\_\_\_\_、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行なうものである。

イ～エ 省略

4 省略

5 災害にかかった者の救出

ア 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命、身体\_\_\_\_\_が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものである。

イ 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 災害にかかった住宅の応急修理

ア～エ 省略

7～12 省略

別表2(第11条関係)

実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり23,300円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士及び歯科衛生士 1人1日当たり16,400円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり16,400円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり14,100円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり16,600円以内

カ 大工 1人1日当たり15,000円以内

キ 左官 1人1日当たり14,900円以内

ク とび職 1人1日当たり14,100円以内

(2)・(3) 省略

2 令第10条第5号から第10号までに規定する者

省略

様式第2号(第4条、第5条関係)

様式第2号(その1)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第26条の規定に基づき、次の物資の保管を命ずる。

省略

注 省略

様式第2号(その2)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第26条の規定に基づき、次の物資を収用する。

省略

注 省略

様式第2号(その3)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第9条の規定に基づき、次の施設を管理する。

省略

注 省略

様式第2号(その4)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第9条の規定に基づき、次の土地、家屋、物資を使用する。

省略

注 省略

様式第3号(第4条、第5条関係)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第9条の規定に基づく  
公用令書を、次のとおり変更したので、災害救助法施行規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号)第1条第4項の規定により、これを交付する。

省略

注 省略

様式第4号(第4条、第5条関係)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第9条の規定に基づく  
を必要としなくなつたので、災害救助法施行規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号)第1条第5項の規定によりこれを交付する。

省略

注 省略

様式第6号(第6条関係)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第9条によつて収用(使用)する物資を次のとおり受領した。  
よつて、受領調書を作成し各1通所持するものとする。

省略

注 省略

様式第8号(第8条、第9条関係)

(表)

省略

上記の者、災害救助法(昭和22年法律第118号)第7条の規定に基づき、次のとおり従事を命ずる。

省略

注 省略

(裏)

従事令書の交付を受けた者の心得

1~4 省略

5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。

様式第9号(第8条、第9条関係)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第7条の規定に基づく公

注 省略

様式第2号(その3)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第26条の規定に基づき、次の施設を管理する。

省略

注 省略

様式第2号(その4)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第26条の規定に基づき、次の土地、家屋、物資を使用する。

省略

注 省略

様式第3号(第4条、第5条関係)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第26条の規定に基づく  
公用令書を、次のとおり変更したので、災害救助法施行規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号)第1条第4項の規定により、これを交付する。

省略

注 省略

様式第4号(第4条、第5条関係)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第26条の規定に基づく  
を必要としなくなつたので、災害救助法施行規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号)第1条第5項の規定によりこれを交付する。

省略

注 省略

様式第6号(第6条関係)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第26条によつて収用(使用)する物資を次のとおり受領した。  
よつて、受領調書を作成し各1通所持するものとする。

省略

注 省略

様式第8号(第8条、第9条関係)

(表)

省略

上記の者、災害救助法(昭和22年法律第118号)第24条の規定に基づき、次のとおり従事を命ずる。

省略

注 省略

(裏)

従事令書の交付を受けた者の心得

1~4 省略

5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第45条の規定により、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられる。

様式第9号(第8条、第9条関係)

省略

災害救助法(昭和22年法律第118号)第24条の規定に基づく公

用令書は、その必要がなくなつたので、災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号）第4条の規定により交付する。

省略

注 省略

様式第12号（第13条関係）

1 ページ

災害救助法第10条の規定による立入検査証票

2 ページ 省略

3 ページ

災害救助法（昭和22年法律第118号）（抜粋）  
 （指定行政機関の長等の立入検査等）

**第6条** 省略

2 省略

3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
 （都道府県知事の立入検査等）

**第10条** 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

**第5章 罰則**

**第33条** 第6条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項若しくは第2項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第6条第2項若しくは第10条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。

4 ページ 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1410号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する法第15条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の9第1項の申請書及び法第15条の2の6第2項に

用令書は、その必要がなくなつたので、災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号）第4条の規定により交付する。

省略

注 省略

様式第12号（第13条関係）

1 ページ

災害救助法第27条の規定による立入検査証票

2 ページ 省略

3 ページ

災害救助法（昭和22年法律第118号）（抜粋）

**第27条** 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

前2項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。

当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

4 ページ 省略

において準用する法第15条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び宇和島保健所並びに鬼北町役場において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成25年12月24日

愛媛県知事 中村時広

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

あさひ開発株式会社

北宇和郡鬼北町大字出目3320番地2

- 代表取締役 魚谷 克也
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
北宇和郡鬼北町大字出目3352番 外
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号のロに規定する安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 5 申請年月日

- 平成25年12月17日
- 6 意見書の提出  
当該産業廃棄物処理施設の変更に關し利害關係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。  
(1) 意見書に記載すべき事項  
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
イ 当該産業廃棄物処理施設の変更に關する生活環境の保全上の見地からの意見  
(2) 提出先  
愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課及び宇和島保健所

○愛媛県告示第1411号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成25年12月24日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811500341	特定非営利活動法人桜	東温市松瀬川3505番地1	土手内 弘 喜	就労継続支援B型	特定非営利活動法人桜就労継続支援B型施設	東温市松瀬川3505番地1	平成25年11月1日
3811500358	特定非営利活動法人とんとこ	東温市松瀬川785番地	高須賀 功	就労継続支援B型	とんとこ村	東温市南方454番地	平成25年11月1日
3820300485	合同会社ひより	宇和島市津島町高田甲2026番地1	大西 佐智子	共同生活介護	上谷ひより	宇和島市津島町高田甲2026番地1	平成25年11月1日
3820300485	合同会社ひより	宇和島市津島町高田甲2026番地1	大西 佐智子	共同生活援助	上谷ひより	宇和島市津島町高田甲2026番地1	平成25年11月1日

○愛媛県告示第1412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	松山市水泥町742番10から 同町747番3まで	平成25年12月24日

○愛媛県告示第1413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年12月24日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建（開）第45号 平成25年12月16日	伊予郡松前町大字中川原字藪西909番1及び909番6	松山市保免上1丁目10番14号 ハートグレア保免601号 神 山 陽 子

○愛媛県告示第1414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	広見吉田線	宇和島市三間町大内449番2から 同町大内444番2まで	旧	メートル 13.6～15.4	キロメートル 0.027	
			新	11.2～13.6	0.027	
"	"	宇和島市三間町元宗210番2	旧	5.4	0.010	
			新	11.6～11.8	0.010	
"	"	宇和島市三間町是能1444番地先から 同町是能1433番まで	旧	4.6～7.0	0.079	
			新	11.0～18.0	0.080	
"	"	宇和島市高串字舟ノ川乙366番2	旧	5.6～11.6	0.054	
			新	9.6～48.4	0.054	

○愛媛県告示第1415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見吉田線	宇和島市三間町大内474番3から 同町大内444番2まで	平成25年12月24日
"	"	宇和島市三間町元宗210番2	"
"	"	宇和島市三間町是能1444番地先から 同町是能1433番まで	"
"	"	宇和島市高串字舟ノ川乙366番2	"

○愛媛県告示第1416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字猪ノ子谷丙221番から 同字立石第10号69番3地先まで	旧	メートル 5.7～6.2	キロメートル 0.034	
			新	5.7～99.9	0.034	

"	"	宇和島市津島町北灘字桜木第10号99番52から	旧	11 9 ~ 12 4	0.015	
		同字木綿尻丙450番 5 まで	新	11 9 ~ 73 2	0.015	

○愛媛県告示第1417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘字猪ノ子谷丙221番から 同字立石第10号69番 3 地先まで	平成25年12月24日
"	"	宇和島市津島町北灘字桜木第10号99番52から 同字木綿尻丙450番 5 まで	"

○愛媛県告示第1418号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
県立学校インターネット実習対応パソコン等一式（サーバー25台、パーソナルコンピュータ913台、プリンタ113台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式）	愛媛県教育委員会 事務局指導部高校教育課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成25年11月20日	四国通建株式会社 今治市南大門町一丁目1番地の15	3,447,150円 （月額）	一般競争入札	平成25年10月11日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第94号

平成25年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成25年12月24日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成25年7月21日執行 参議院選挙区選出議員選挙（愛媛県選挙区）
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 39,174,200円
- 報告書の要旨

候補者氏名	井 原 巧	所属党派	自由民主党	期 間 平成25年6月18日から 1 平成25年8月26日まで 第 2 回分
出納責任者氏名	大 西 高 義			

収 入

主たる寄附

（氏名・団体名）

自由民主党愛媛県参議院選挙区第一支部

篠 原 和 貴

重 城 拓 也

野 村 尋 子

（職業）

団体事務員

団体事務員

団体事務員

（寄附額）

5,000,000円

170,000

170,000

160,000

支 出

人件費

家屋費

選挙事務所費

集会会場費

通信費

交通費

印刷費

2,110,000円（ 0円）

747,380（ 0 ）

553,340（ 0 ）

194,040（ 0 ）

26,996（ 0 ）

86,022（ 0 ）

2,427,500（ 0 ）

その他の寄附	0件	0	広告費	1,065,761	( 0 )
その他の収入		1,000,000	文具費	66,600	( 0 )
今 回 計		6,500,000	食糧費	330,127	( 0 )
総 計		6,500,000	宿泊費	289,900	( 0 )
			雑 費	114,331	( 0 )
			今 回 計	7,264,617	( 0 )
			総 計	7,264,617	( 0 )

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	311,100円
	ピラの作成	829,400円
	ポスターの作成	1,287,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,982,961円

報告書受理年月日	平成 25 年 8 月 5 日	第 1 回 報 告 分
	25 8 30	第 2

候補者氏名	植木正勝	所属党派	日本共産党	期 間 平成25年6月14日から 第1回分 平成25年7月5日まで
出納責任者氏名	中尾 暁 子			

収 入			支 出		
主たる寄附			人件費	0円	( 0円 )
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	240,000	( 0 )
日本共産党愛媛県委員会		3,725,510円	選挙事務所費	240,000	( 0 )
日本共産党東予地区委員会		90,000	集会会場費	0	( 0 )
			通信費	0	( 0 )
			交通費	6,070	( 0 )
			印刷費	494,760	( 0 )
			広告費	80,750	( 0 )
			文具費	0	( 0 )
			食糧費	0	( 0 )
その他の寄附	0件	0	宿泊費	49,340	( 0 )
その他の収入		0	雑 費	0	( 0 )
今 回 計		3,815,510	今 回 計	870,920	( 0 )
総 計		3,815,510	総 計	870,920	( 0 )

	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ピラの作成	0円



支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 25 年 8 月 1 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

候補者氏名	郡 昭 浩	所属党派	無 所 属	期 間 平成25年7月4日から 平成25年7月20日まで 第1回分
出納責任者氏名	郡 昭 浩			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	項目	金額
		0円	人件費	0円 ( 0円 )
			家屋費	0 ( 0 )
			選挙事務所費	0 ( 0 )
			集会会場費	0 ( 0 )
			通信費	0 ( 0 )
			交通費	0 ( 0 )
			印刷費	23,984 ( 0 )
			広告費	782 ( 0 )
			文具費	0 ( 0 )
			食糧費	0 ( 0 )
その他の寄附	0件	0	休泊費	0 ( 0 )
その他の収入		30,000	雑 費	0 ( 0 )
今 回 計		30,000	今 回 計	24,766 ( 0 )
総 計		30,000	総 計	24,766 ( 0 )

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 25 年 8 月 5 日	第 1 回 報 告 分
----------	-----------------	-------------

候補者氏名	藤岡佳代子	所属党派	みんなの党	期間 平成25年5月31日から 1 平成25年11月15日まで 第2回分 3
出納責任者氏名	藤岡喜美代			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	570,000円 ( 0円 )
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	269,630 ( 0 )
みんなの党愛媛県支部連合会		10,000,000円	選挙事務所費	264,000 ( 0 )
みんなの党参議院愛媛県第1支部		2,000,000	集会会場費	5,630 ( 0 )
みんなの党参議院比例第16支部		300,000	通信費	0 ( 0 )
			交通費	26,431 ( 0 )
			印刷費	1,791,088 ( 0 )
			広告費	2,621,115 ( 0 )
			文具費	10,963 ( 0 )
			食糧費	58,450 ( 0 )
その他の寄附	0件	0	休泊費	24,600 ( 0 )
その他の収入		300,000	雑費	728,323 ( 0 )
今 回 計		12,600,000	今 回 計	6,100,600 ( 0 )
総 計		12,600,000	総 計	6,100,600 ( 0 )

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	311,100円
	ビラの作成	829,400円
	ポスターの作成	650,588円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	126,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	199,500円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	49,350円
	計	2,165,938円

報告書受理年月日	平成 <sup>25</sup> 年 <sup>8</sup> 月 <sup>5</sup> 日 25 11 18	第 <sup>1</sup> 回 <sup>2</sup> 報 <sup>3</sup> 告 <sup>分</sup>
----------	--	---

候補者氏名	森田浩二	所属党派	幸福実現党	期間 平成25年3月7日から 1 平成25年9月4日まで 第2回分 3
出納責任者氏名	森田浩二			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	208,065円 ( 0円 )
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	235,600 ( 0 )
幸福実現党愛媛県本部		1,290,000円	選挙事務所費	235,600 ( 0 )
幸福実現党		7,000,000	集会会場費	0 ( 0 )
			通信費	1,550 ( 0 )
			交通費	52,076 ( 0 )
			印刷費	1,149,160 ( 0 )

			広告費	1,093,050 ( 0 )
			文具費	2,438 ( 0 )
			食糧費	4,478 ( 0 )
その他の寄附	0件	0	休泊費	0 ( 0 )
その他の収入		0	雑 費	148,797 ( 0 )
今 回 計		8,290,000	今 回 計	2,895,214 ( 0 )
総 計		8,290,000	総 計	2,895,214 ( 0 )

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ピラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成 25 年 8 月 15 日 25 9 9	第 1 回 報 告 分 2 3
----------	----------------------------	--------------------